

熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う
固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

（あて先）新 庄 市 長

申告者
（納税義務者）

住 所（所在）

フリガナ
氏 名（名称）

電話番号

個人（法人）番号

住 所

代 理 人

フリガナ
氏 名

電話番号

個人（法人）番号

地方税法附則第15条の9第9項の規定に基づき、次の家屋に係る熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番				家屋番号		
	種類（用途）		構 造		持家の種類	☐ 一戸建 ☐ マンション	
	床面積	㎡		居住用床面積	㎡		
	建築年月日		登記年月日		改 修 完了年月日		
	省エネ改修内 訳	※ 該当する□にレ印をご記入ください。 ☐ 窓の断熱性を高める工事 ☐ 床等の断熱性を高める工事 ☐ 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 壁の断熱性を高める工事					
	省エネ改修費 用	全体工事費用 _____ 円（省エネ改修工事以外の工事を含む） 省エネ改修工事費用 _____ 円－給付金・補助金額 _____ 円 ＝自己負担額 _____ 円					

《3ヶ月以内に提出できなかった理由》 ※ 工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

＜要件等確認に係る同意＞

本申告書記載の内容を審査するに当たり、要件の確認を目的として、必要に応じて固定資産税担当課が各業務担当課へ現住所等の情報を照会することに

同意します ・ 同意しません

※ 上記に同意いただけない場合は、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度、提出していただくことになります。

【新庄市処理欄】太枠内は記載不要です。

処 理 欄	《受付時確認》	受 付 印	処理完了年月日	
	☐ 改修工事完了後、3ヶ月以内である ☐ 記載内容に不備がない ☐ 必要な添付書類が揃っている ☐ 他の目的での改修工事は行っていない		令和 年 月 日	
			担当者	確認者

裏面に添付書類及び記入方法を掲載しています。

- 現行の省エネ基準に適合した改修であることの証明書の写
- 納税義務者の住民票の写（「要件等の確認に係る同意」において同意いただける場合は提出不要です）
- 国や地方公共団体等からの給付金や補助金がある場合、それらの金額が分かる通知書等の写
- 改修費用に係る明細書の写（領収書等）
- 改修個所の写真・図面の写

- 1 「申告者（納税義務者）」の欄には、熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所又は所在及び氏名又は名称、電話番号、個人（法人）番号を記入し、押印してください。
- 2 「代理人」の欄には、納税義務者が法人の場合には法人を代表して申告を行う者を、その他の代理人の場合にはその代理人の方の住所及び氏名、電話番号、個人（法人）番号を記入し、押印してください。
なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状の添付が必要となります。
- 3 「家屋の内訳」の欄には、所在・地番・家屋番号・種類（用途）・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日・改修工事完了日・改修工事費用（熱損失防止改修工事証明書に記載された金額）をそれぞれ記入してください（主な項目は納税通知書の課税明細書（家屋）欄をご覧ください）。

家屋の内訳	所在・地番	新庄市〇〇町◇番□□		家屋番号	◇ー□□
	種類（用途）		構 造	持家の種類	☒ 一戸建 ☐ マンション
	床面積	111. 11 m ²		居住用床面積	111. 11 m ²
	建築年月日	S54. 4. 23	登記年月日	S54. 4. 30	改修完了年月日 R6. 6. 4
	省エネ改修内 訳	※ 該当する□にレ印をご記入ください。 ☒ 窓の断熱性を高める工事 ☐ 床の断熱性を高める工事 ☐ 天井の断熱性を高める工事 ☐ 壁の断熱性を高める工事			
	省エネ改修費 用	全体工事費用 <u>3, 000, 000</u> 円（省エネ改修工事以外の工事を含む） 省エネ改修工事費用 <u>2, 500, 000</u> 円－給付金・補助金額 _____ 0円 ＝自己負担額 <u>2, 500, 000</u> 円			
《3ヶ月以内に提出できなかった理由》 ※ 工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。					
<要件等確認に係る同意> 本申告書記載の内容を審査するに当たり、要件の確認を目的として、必要に応じて固定資産税担当課が各業務担当課へ現住所等の情報を照会することに <div style="text-align: center;"> 同意します </div> ・ 同意しません ※ 上記に同意いただけない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度、提出していただくことになります。					